

## 浜松市川や湖を守る条例に係る過料処分要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市川や湖を守る条例（平成20年浜松市条例第例49号。以下「条例」という。）第27条に係る過料処分を行うに当たっての基準等を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水環境保全指導員、条例第22条の規定により、環境政策課、天竜区まちづくり推進課、及び北区まちづくり推進課の職員から市長が任命する者をいう。
- (2) 過料処分 条例第27条の規定のより、環境共生区域において、水環境の汚濁行為等の行為者を過料に処することをいう。
- (3) 違反者 条例第21条第1項に規定する禁止行為の行為者をいう。

### (指導及び過料処分の基準)

第3条 水環境保全指導員は、違反者に対して、条例第21条第1項に規定する禁止行為に当たる旨を知らせ、速やかに当該行為を中止し、又は当該廃棄物を撤去するよう、口頭による指導を行うものとする。

2 水環境保全指導員は、前項の指導を行った後においても、違反者が当該行為を中止し、又は当該廃棄物を撤去しない場合には、条例第21条第3項の規定による命令を行うものとする。

3 水環境保全指導員は、前2項の指導及び命令を行った後においても、違反者が当該行為を中止し、又は当該廃棄物を撤去する見込みがないと認める場合には、当該違反者を過料に処する。

### (過料処分の対象)

第4条 過料処分の対象は、条例第21条第3項の規定による命令を受けた違反者とする。

2 違反者が、16歳未満の未成年者の場合は、過料処分を適用しない。

3 同一違反者が、条例第21条第1項各号にある複数の違反行為を同時に行った場合は、違反行為の件数は、1件として適用する。

( 弁明の機会の付与 )

第 5 条 条例第 2 7 条に規定する過料の処分を行おうとするときは、違反者に対し、告知書 ( 第 1 号様式 ) によりあらかじめその旨を告知するとともに、弁明書 ( 第 2 号様式 ) により弁明の機会を付与するものとする。

( 通知 )

第 6 条 条例第 2 7 条に規定する過料の処分を行うときは、違反者に対し、過料処分決定通知書 ( 第 3 号様式 ) を通知するものとする。過料の納期限は、発布日の 1 0 日前後とする。

( 委任 )

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 2 1 年 3 月 1 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

**この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。**